

(10) __申請住宅に居住できなくなった場合について

Q10- 1 助成金の申請中に転勤することが決まりました。

家族は三沢市に残りそのまま住み、自分自身（申請者）は単身赴任する予定ですが、この場合助成の対象となりますか？

Q10- 2 助成金の交付(振込)後に転勤することが決まりました。

家族は三沢市に残りそのまま住み、自分自身（申請者）は単身赴任する予定ですが、この場合助成金の返還対象となりますか？

Q10- 3 住宅を譲渡しなければならなくなった場合はどうなりますか？

(10) __申請住宅に居住できなくなった場合について

Q10-1 助成金の申請中に転勤することが決まりました。
家族は三沢市に残りそのまま住み、自分自身（申請者）は単身赴任する予定ですが、この場合助成の対象となりますか？

A 三沢市からの転居が助成金の確定前であれば、対象となりません。
ただし、住宅に居住する方が申請者と同額の経費の持分の場合、申請者を変更していただくことで、助成金の対象となる場合がありますので、政策調整課 0176-53-5111(内線 5 3 2)までご相談ください。

Q10-2 助成金の交付（振込）後に転勤することが決まりました。
家族は三沢市に残りそのまま住み、自分自身（申請者）は単身赴任する予定ですが、この場合助成金の返還対象となりますか？

A 交付申請時にご提出いただいた住民票に記載されている方（どなたか 1 人でも）が住み続ける場合は、返還の対象となりません。
ただし、交付申請時にご提出いただいた住民票に記載されている方全員が転出した場合、助成金の交付を受けた翌年度の 4 月 1 日からの経過年数に応じて、次のとおり助成金を返還していただくことになります。
助成金の交付を受けた翌年度の 4 月 1 日からの経過年数が、

- ・ 1 年未満の場合、助成金額の 1 0 0 %
- ・ 1 年以上 2 年未満の場合、助成金額の 8 0 %
- ・ 2 年以上 3 年未満の場合、助成金額の 6 0 %
- ・ 3 年以上 4 年未満の場合、助成金額の 4 0 %
- ・ 4 年以上 5 年未満の場合、助成金額の 2 0 %

Q10-3 住宅を譲渡しなければならなくなった場合はどうなりますか？

A 助成金の交付を受けた翌年度の 4 月 1 日から 5 年を経過しないうちに対象住宅を譲渡した場合、助成金を返還していただくことになります。
助成金の返還額については、上記をご参照ください。